

児童扶養手当認定請求に必要なもの

1. 南関町に戸籍がない場合

戸籍謄本・・・受給資格者（母・父・養育者）及び対象児童のもの

- ※ 受給資格者と対象児童の戸籍が別々の場合：各1通
- ※ 離婚の場合：戸籍に離婚の記載があるもの
- ※ 受給資格者が養育者の場合：対象児童の父母の戸籍または除籍も必要

2. 個人番号カードまたは通知カード・・・本人・対象児童・同居者のもの

3. 振込口座通帳

4. 健康保険証・・・本人と対象児童のもの

5. 印鑑・・・認印

6. その他 必要に応じて添付書類があります。

- ・確認書（県提出用、御本人保管用）
- ・養育費に関する申告書
- ・未婚の場合 別途に母子の申立書、母子に関する調書

- 所得制限があり受給できない場合があります。
- 代理による認定請求はできません。

南関町役場福祉課
子育て支援係
0968-57-8503